

平成25年11月1日

各単位PTA会長 様
各 学 校 長 様

鳥取県PTA協議会
会 長 井上 洋子
(公印省略)

PTA保険の取扱変更について（お知らせ）

晩秋の候、貴職におかれましてはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協議会の事業にご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、平成23年度、PTA保険の取扱業務の見直しを行ったところでございますが、今年度に入り、“郵便局に振込になかなか行けない”“毎年申込をしないといけない”“自転車保険に入っているけど自転車搭乗中以外のけがは補償されないの？”“PTA実施の夏期休業中のプール開放の際の賠償責任額は3,000万円では足りないのでは？”“子どもが自転車走行中の事故での保護者の賠償が8,000万円という判例が出たけどどうしよう”等のご意見が寄せられました。

そこで、当協議会としては次のように変更することといたしました（第2回理事会承認）。

①PTA総合保険（団体）については

- ・PTA保険についてはプランの変更はしない
- ・PTA管理者賠償責任額を現行1名3,000万円から1億円に変更（保険料が10円/人→11円/人）
- ・契約日は現行の6月1日とする

②小・中学生総合保障制度（自転車総合保険・傷害総合保険）については

- ・口座引き落としに変更し、継続加入を可能とする（最長中学3年生）
- ・全てのけがについて補償（自転車保険は無い）
- ・個人賠償責任限度額を現行の一律1,000万円からアップするプランも作る
※複数契約の場合、契約したプランの個人賠償責任額の総額が限度額となる
- ・保険料は現行に近いプランを用意する
- ・契約日を4月1日とし、新加入者の補償期間を確保する

※新しい制度の補償が4月1日からですので前の補償が切れる6月1日までの2か月間は、両方に保険金請求して頂けますので無駄にはなりません（個人賠償責任補償・育英費用補償は支払額が按分されます）

※平成26年度より変更

PTA保険（団体）：取扱業者・・・損保ジャパン プラン・・・別紙資料参照

小・中学生総合保障制度：取扱業者・・・AIU保険 プラン・・・別紙資料参照

手続きの流れ・・・別紙参照（ご不明の点は、県P事務局にお問合せくださいTEL0857-21-2285）

ご要望があれば、代理店が説明に伺います

以上、会長及びPTA担当者様には大変ご迷惑をおかけすることとなりますが、ご理解ご協力のほどお願いいたします。

小・中学生総合保障制度手続きの流れ

在校生【2月1日時点で小学校1年生～5年生、中学校1～2年生までの児童生徒】

- 1月上旬 パンフレットが学校に届けられますので、到着次第、在校生（小学6年生、中学3年生は除く）への配布をお願いいたします。
- 3月25日 県PTA協議会への加入依頼書送付締切日（加入希望者が返信用封筒にて直接送付）。
- 4月 補償については、3月7日までに提出された加入依頼書は4月1日から翌年4月1日まで1年間補償します。※4月2日以降に提出された加入依頼書は、加入依頼提出日の翌日から翌年4月1日まで補償します。
- 5月27日 掛金引去日。
※銀行・農協・ゆうちょ銀行・信用金庫等のご指定の口座から自動振替となります。
- 5月下旬 加入者証をご自宅に郵送します。

新入生【新小学1年生及び新中学1年生】

- 1月上旬 パンフレットが学校に届けられますので新入生入学説明会の際に新入生に配布をお願いいたします。
- 4月20日 県PTA協議会への加入依頼書送付締切日（加入希望者が返信用封筒にて直接送付）。
- 4月 補償については、加入依頼提出日の翌日から翌年4月1日まで補償します。
- 6月27日 掛金引去日。
※銀行・農協・ゆうちょ銀行・信用金庫等のご指定の口座から自動振替となります。
- 6月下旬 加入者証をご自宅に郵送します。

ご加入いただいた方

- 翌年1月 加入者宛に、継続確認の案内が送られます。
継続を希望されない方、変更を希望される方のみ、返信用ハガキでご報告いただきます。
 - 4月1日 補償開始（継続分）。
 - 4月27日 掛金引去日（継続分）。
- 以下毎年繰り返となり、加入者の方には中学2年の1月迄継続のご案内を差し上げます。中学3年の卒業時には、継続の案内は出しません。

小・学生総合保障制度への変更点について

新しい制度になって何が変わりますか？

- 補償期間が学校の学年度に合わせた 4月1日からの1年間となります。
- 一度お申込み頂くと中学3年生まで自動更新となり、毎年お申込み頂く手間が省けます。
- 毎年1月中旬頃に更新の案内が郵送されますのでご解約も可能です。
- 保険料はご登録頂いた口座から毎年自動引去りされます。
- ご加入頂いた方の加入者証（証券）は保険会社から加入者様に直接郵送されます。
- 自転車保険がなくなり、総合保障となります。

自転車保険は自転車にかかわる事故（ケガ・賠償）のみでしたが、自転車保険の内容も全て含んだ上、ケガに関しては24時間（体育授業中、部活動中・修学旅行中・放課後等）対象となります。賠償も24時間対象（一部、管理下中で対象外あり）、示談交渉サービス付帯となり補償範囲も大きくなります。

どのような事が保障されますか？

- 傷害補償…ケガでの入・通院等、国内外を問わず24時間保障します。
- 個人賠償責任補償…最高1億円まで保障出来るプランがあります。
- 熱中症補償…体育の授業中気分が悪くなり熱中症と診断された。
- 細菌性食中毒補償…焼肉を食べた後、気分が悪くなり細菌性食中毒と診断された。
- 学校管理下動産補償（対象外プランあり）…通学途中、転んで制服・メガネが破損してしまった。
- 育英費用補償（対象外プランあり）…扶養者が不慮の事故で死亡した。
- 疾病補償（対象外プランあり）…病気で入院等を保障します。

保険金請求は複雑ですか？

- ケガで通院された場合、1日からでも保険金請求出来ます。
- 書類での請求も出来ますが、おケガの場合、保険金額が5万円以下なら電話による事故報告のみで非常に簡単に請求して頂けます。
- 入院・手術等ない場合、診断書は不要です。

今までの加入が6月1日までありますが、どうなりますか？

- 新しい制度の補償が4月1日からですので前の補償が切れる6月1日までの2か月間は両方に保険金請求して頂けますので無駄にはなりません。
（個人賠償責任補償・育英費用補償は支払額が按分されます）